

保険証使用の注意点について

保険証には使用期限があります。使用期限経過後は必ず勤務先に返却してください。



保険証の使用期限について

保険証は「退職日」までしか使用できません。

退職したら、ご家族分も含め勤務先に必ず返却すること

退職日当日に勤務先に返却してください。

退職後に保険証を使用してしまった場合

全国健康保険協会より貴方様に対して医療費の返還を求められることとなり、返還金額は数百万円以上となる可能性があります。そのため、保険証の使用期限をご理解のうえ、保険証は必ず返却してください。

保険証の使用期限のご理解と返却のご協力をお願いいたします。

保険証の取り扱いについて

保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず保険証を窓口で提出してください。保険証を忘れた場合は医療費100%の支払いとなります。

業務上での病気や怪我の場合、健康保険での診療は受けられません。

交通事故等により健康保険で受診したときは、必ず「第三者の行為による傷病届」を管轄の全国健康保険協会支部に提出してください。

保険証の貸与などの不正に保険証を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

保険証を紛失したときは、「健康保険被保険者証再交付申請書」を直ちに事業主を経由して提出し、再交付を受けてください。また、き損した場合は申請書とともにき損した保険証を添付してください。

退職の際は、必ず勤務先に返却してください。退職後は保険証は使用できません。